

議案第16号

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例案

平成29年(2017年)2月21日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例

札幌市職員定数条例(昭和27年条例第12号)の一部を次のように改正する。

(1) 第1条第1号アを次のように改める。

ア 一般部局に属する職員(イからカまでに掲げる職員を除く。以下同じ。) 7,653人(福祉に関する事務所の職員1,482人を含む。)

(2) 第1条第1号エ及びオを次のように改める。

エ 交通局に属する職員 619人  
オ 水道局に属する職員 619人

(3) 第1条第2号を次のように改める。

(2) 議会事務局の職員 37人

(4) 第1条第3号ア及びイを次のように改める。

ア 事務局及び学校以外の教育機関に属する職員 279人  
イ 学校に属する職員 9,550人

(5) 第1条第8号を次のように改める。

(8) 消防職員 1,736人

(6) 第3条第1項中「増加」の次に「又は職員の代替等」を加え、同項各号を次のように改める。

(1) 病院局、中央卸売市場、交通局及び水道局に属する職員並びに下水道河川局に属する職員(下水道事業に従事する職員に限る。)にあつては、各総定数に100分の4を乗じて得た人数(その人数に1未満の端数があるときは、これを1とする。)まで

(2) 前号に規定する職員以外の職員にあつては、各総定数に 100 分の 2 を乗じて得た人数（その人数に 1 未満の端数があるときは、これを 1 とする。）まで

#### 附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

#### （理 由）

事務・事業の改廃等に伴い職員定数を改正するとともに、定数に対する特例について所要の改正を行うため、本案を提出する。

## 札幌市職員定数条例増減比較表

(単位:人)

(現行)	(改正)	(増減)	増	減	内訳
第1条					
(1) 市長の補助機関である職員					
ア 一般部局に属する職員(イからカまでに掲げる職員を除く。)	7,643	7,653	+10		
(福祉に関する事務所の職員1,482人を含む。)					
イ 病院局に属する職員	1,116	1,116	0		
ウ 中央卸売市場に属する職員	22	22	0		
エ 交通局に属する職員	662	619	▲ 43		
オ 水道局に属する職員	623	619	▲ 4		
カ 下水道河川局に属する職員 (下水道事業に従事する職員に限る。)	502	502	0		
(2) 議会事務局の職員	36	37	+1	重点施策事業の推進に伴う増	+1

## 札幌市職員定数条例増減比較表

(単位:人)

(現行)	(改正)	(増減)	増	減	内訳
(3) 教育委員会の職員					
ア 事務局及び学校以外の教育機関に属する職員					
272	279	+7			重点施策事業の推進に伴う増 +7
イ 学校に属する職員					
1,372	9,550	+8,178			重点施策事業の推進に伴う増 +42 法改正及び法基準による増 +8,210 事務事業の見直し等に伴う減 ▲ 74
(4) 選挙管理委員会の職員					
10	10	0			
(5) 人事委員会事務局の職員					
19	19	0			
(6) 監査事務局の職員					
27	27	0			
(7) 農業委員会の職員					
0	0	0			
(8) 消防職員					
1,738	1,736	▲ 2			重点施策事業の推進に伴う増 +4 その他の業務増 +1 事務事業の見直し等に伴う減 ▲ 7